○農林水産省告示第千百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門字山草二六七二（次の図に示す部分に限る。）、二六一五の二、二六一九、二六七九の五、二六七九の八、二六八九、二六九〇の一、二六九〇の三、二六九〇の四、二六九〇の八、二六九一の三、二六九一の四

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月二十八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町中霧島字永松四五一九の一四・四五三四の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　滝の川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県東広島市河内町中河内字外屋山一番一地内二等三角点中河内を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第八百七十八号で指定した滝の川に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から二〇八度四三分五〇秒　一一五九・五七六メートルの地点　一号

標柱一号から三四七度七分一九秒　二二一・八九八メートルの地点　二号

標柱二号から七〇度〇分〇秒　二四・〇六四メートルの地点　三号

標柱三号から一五四度一六分〇四秒　五七・七七六メートルの地点　四号

標柱四号から一三五度二四分四九秒　七五・七八八メートルの地点　五号

標柱五号から三六度一分〇五秒　一一二・一八六メートルの地点　六号

標柱六号から一七五度〇分二一秒　一六三・八六三メートルの地点　七号

標柱七号から一五一度二九分一二秒　九二・六二一メートルの地点　八号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中の村川四号

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県三次市十日市町字高平一四四番二地内三等三角点高平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十六年国土交通省告示第五号及び平成二十五年国土交通省告示第四号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十六年国土交通省告示第五号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二八一度一分一五秒　一七〇八・二五一メートルの地点　一号

標柱一号から七度二七分四九秒　三四・一六一メートルの地点　二号

標柱二号から三四五度五一分〇一秒　三〇・八五六メートルの地点　三号

標柱三号から一六度四一分四二秒　七一・三四七メートルの地点　四号

標柱四号から三七度二九分一九秒　三六・六九六メートルの地点　五号

標柱五号から一四〇度三九分四〇秒　二三・五一四メートルの地点　六号

標柱六号から一二二度九分四六秒　四〇・〇〇八メートルの地点　七号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県安芸郡海田町東海田

字雫山　二七〇一番二　一号

二七〇二番二　二号

二六九九番　三号

字横走　二六五六番一　四号

二六四三番　五号

二六三七番　六号

ロ　イで指定した標柱一号と六号を結んだ線から、次に掲げる土地に存する標柱八号と九号を結んだ線までの区間の河川敷から左右各岸一・〇メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷

広島県安芸郡海田町東海田

字雫山　二七三七番地先河川敷　八号

字横走　甲二六三五番　九号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱七号からロで指定した標柱九号までを順次結んだ線、標柱九号と次に掲げる土地に存する標柱十号を結んだ線及び標柱七号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県安芸郡海田町東海田

字雫山　二七三八番　七号

字横走　甲二六三四番　十号

ニ　ハで指定した標柱七号と十号を結んだ線から、次に掲げる土地に存する標柱十一号と十二号を結んだ線までの区間の河川敷から左右各岸四・〇メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷（昭和十二年内務省告示第百四十九号で指定した三迫川に掲げる土地の区域を除く。）

広島県安芸郡海田町三迫三丁目

三三四四番一地先河川敷　十一号

二五三一番二　十二号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西ノ谷川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県安芸郡海田町東海田

字赤穂　三〇四四番二　一号

三〇三六番　二号

字御堂原　二九八二番　三号

二九五〇番　四号

ロ　イで指定した標柱一号と四号を結んだ線から、次に掲げる土地に存する標柱七号と八号を結んだ線までの区間の河川敷から左右各岸一・〇メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷

広島県安芸郡海田町東海田

字赤穂　三〇四八番　七号

字御堂原　二九四五番一　八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号とロで指定した標柱八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線及び標柱五号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県安芸郡海田町東海田

字高岸　二九〇九番一地先道路敷　五号

字堂香手　二九一六番　六号及び九号

ニ　ハで指定した標柱五号と九号を結んだ線から、次に掲げる土地に存する標柱十号と十一号を結んだ線までの区間の河川敷から左右各岸二・〇メートルまでの土地の区域及び同区間の河川敷

広島県安芸郡海田町三迫三丁目

二八六二番一地先道路敷　十号

二八六一番一　十一号